

顧客各位

このたびは当社製品をご用命賜り、まことにありがとうございます。
当社製品を輸出されるにあたり、わが国の法令及び当社輸出管理基準に定めるところにより、若干の事項につき確認が必要となりますので、お手数ではございますが、以下につきご記入いただきたくお願いいたします。
なお、海外持ち出しされた製品につきましては、ワランティ対象外とさせていただきます。また、修理の対応につきましては日本国内とさせていただきますことをご了承ください。

株式会社エーディーシー

20××年××月××日

株式会社エーディーシー 殿

記入例

輸出取引確認書

輸出者(会社名): ××××電気株式会社
所在地: 〒×××-×××× 東京都××区××町1-2-3
御役職名: 技術部長 御所属: 技術部
記名捺印: ○×太郎 (印)
電話番号: 03-××××-×××× FAX番号 03-××××-××××
※以下の文章における「当社」とは「お客様各位」を意味します。(エーディーシーではありません)

当社は、株式会社エーディーシーの製品(役務を含み、以下「本製品」という)を、下記のとおり輸出することを確認いたします。

- 1. 当社は、本製品を輸出するに際し、我が国の「外国為替及び外国貿易法」及び米国の再輸出規制等輸出関連諸法令を遵守いたします。
- 2. 当社は、最終需要者が本製品を、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル、武器等の設計、開発、製造等に使用しないことを確認します。
- 3. 当社は、最終需要者が上記2.に掲げる事業に従事していることが判明した場合は、輸出いたしません。
- 4. 下記、エーディーシー輸出管理基準 第1類国、第2類国、懸念国として定められている国へ輸出する場合には、貴社様式の最終需要者のEnd-User and End-Use Certificate、又は会社案内等事業内容を証明する資料を必要に応じて添付します。
- 5. 下記の輸出取引内容における「最終需要者」とは、本製品を最終的に自己使用、加工または消費する者(個人、再販する商社、仲介人またはブローカーなどではない)を確認します。
- 6. 当社は、株式会社エーディーシーが発行する「該当・非該当判定書」を使用する際に、非正規修理及び不正改造等がある本製品に使用しないことを確認します。

<輸出取引内容>

最終需要者(現地正式名称)	○×△有限公司 (http://www.●●●●△△△△)		
輸出経路	エーディーシー →	代理店様名 ○○計測(株) → ××××電気(株)	→ 最終需要者
注文(又は購入)経路	お客様各位 →	代理店様名 ○○計測(株) → エーディーシー	注文書No
本製品の使用目的(具体的に記載願います)	光ピックアップの生産用		
輸出形態(該当項目チェック)	<input type="checkbox"/> 一時輸出である (年 月 日 ~ 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 一時輸出でない	最終仕向地(国名)	中国
輸出予定日	20××年××月××日	書類作成希望日	20××年××月××日
該非判定書PDF添付先メールアドレス	※発行まで通常5営業日程を頂いております		

※発行した該非判定書はPDF後上記メールアドレスに添付して送付致します。

※海外持ち出しされた製品は、ワランティ対象外とさせていただきます。

<対象製品>

	1	2	3	4
製品型式	8230	82313		
製品名	光パワーメータ	光センサ		
製造番号(シリアル9桁)	×××××××××	×××××××××		
納品日	20××.××.××	20××.××.××		

第1類国	第2類国	懸念国
イラン、イラク、北朝鮮、リビア、アフガニスタン	インド、パキスタン、シリア、ハイチ、コンゴ、コートジボワール、エリトリア、レバノン、シエラレオネ、ソマリア、スーダン	アジア地域:中国、台湾、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、バハレーン、サウジアラビア、クウェート、カタール、オマーン、イスラエル、ヨルダン、アラブ首長国連邦、インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、グルジア 欧州地域:アンドラ、ロシア、アルバニア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、リトニア、ラトビア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、ズワグアキ アフリカ地域:キューバ、セント・ピエール・ミケロン、ガイアナ、トリニダード・トバゴ、ブラジル アメリカ地域:アルゼンチン、エジプト、モリタニア、ニジェール、アンゴラ、シネガール、タンザニア、モザンビーク、ジンバブエ、南アフリカ、マラウイ、ザンビア、モロコシ、シエラレオネ 大洋州地域:パプアニューギニア

【ご注意】

株式会社エーディーシーが発行いたします「該当・非該当判定書」は製品の基本性能に基づき判定しております。非正規修理、不正改造等がある製品に関しては、該当・非該当の判定対象となりません。あらかじめご了承ください。

顧客各位

このたびは当社製品をご用命賜り、まことにありがとうございます。

当社製品を輸出されるにあたり、わが国の法令及び当社輸出管理基準に定めるところにより、若干の事項につき確認が必要となりますので、お手数ですが、以下につきご記入いただきたくお願いいたします。

なお、海外持ち出しされた製品につきましては、ワランティ対象外とさせていただきます。また、修理の対応につきましては日本国内とさせていただきますことをご了承ください。

株式会社エーディーシー
20 年 月 日

株式会社エーディーシー 殿

輸出取引確認書

輸出者(会社名): _____

所在地 : 〒 _____

御役職名 : _____ 御所属 : _____

記名捺印 : _____ 印 _____

電話番号 : _____ FAX番号 : _____

※以下の文章における「当社」とは「お客様各位」を意味します。(エーディーシーではありません)

当社は、株式会社エーディーシーの製品(役務を含み、以下「本製品」という)を、下記のとおり輸出することを確認いたします。

1. 当社は、本製品を輸出するに際し、我が国の「外国為替及び外国貿易法」及び米国の再輸出規制等輸出関連諸法令を遵守いたします。
2. 当社は、最終需要者が本製品を、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル、武器等の設計、開発、製造等に使用しないことを確認します。
3. 当社は、最終需要者が上記2. に掲げる事業に従事していることが判明した場合は、輸出いたしません。
4. 下記、エーディーシー輸出管理基準 第1類国、第2類国、懸念国として定められている国へ輸出する場合には、貴社様式の最終需要者のEnd-User and End-Use Certificate、又は会社案内等事業内容を証明する資料を必要に応じて添付します。
5. 下記の輸出取引内容における「最終需要者」とは、本製品を最終的に自己使用、加工または消費する者を行い、再販売する商社、仲介人またはブローカーなどではないことを確認します。
6. 当社は、株式会社エーディーシーが発行する「該当・非該当判定書」を使用する際に、非正規修理及び不正改造等がある本製品に使用しないことを確認します。

<輸出取引内容>

最終需要者 (現地正式名称)	http: _____		
輸出経路	エーディーシー →	_____ → 最終需要者	
注文(又は購入)経路	お客様各位 →	_____ → エーディーシー	注文書No _____
本製品の使用目的 (具体的に記載願います)	_____		
輸出形態 (該当項目チェック)	<input type="checkbox"/> 一時輸出である (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 一時輸出でない	最終仕向地 (国名)	_____
輸出予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	書類作成 希望日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
該非判定書 PDF添付先メールアドレス	※発行まで通常5営業日程を頂いております。		

※発行した該非判定書はPDF後上記メールアドレスに添付して送付致します。

※海外持ち出しされた製品は、ワランティ対象外とさせていただきます。

<対象製品>

	1	2	3	4
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル9桁)				
納品日				

第1類国	第2類国	懸念国
イラン、イラク、北朝鮮、リビア、アフガニスタン	インド、パキスタン、シリア、ハイチ、コンゴ、コートジボワール、エリトリア、レバノン、シエラレオネ、ソマリア、スーダン	アジア地域: 中国、台湾、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、バハレーン、サウジアラビア、クウェート、カタール、オマーン、イスラエル、ヨルダン、アラブ首長国連邦、インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、グルジア 欧州地域: アンドラ、ロシア、アルバニア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、リトニア、ラトビア、ベラルーシ、モルドバ、スロヴァキア アフリカ地域: キューバ、セント・クリストファー・ネイビス、ガイアナ、トリニダード・トバゴ アフリカ地域: アルジェリア、エジプト、モーリタニア、ニジェール、アンゴラ、シブチ、タンザニア、モザンビーク、ジンバブエ、南アフリカ、マラウイ、ザンビア、コモロ、シエラレオネ

【ご注意】

株式会社エーディーシーが発行いたします「該当・非該当判定書」は製品の基本性能に基づき判定しております。非正規修理、不正改造等がある製品に関しては、該当・非該当の判定対象となりません。あらかじめご了承ください。

輸出取引確認書 対象製品追加リスト

<対象製品>

	5	6	7	8
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	9	10	11	12
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	13	14	15	16
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	17	18	19	20
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				

	21	22	23	24
製品型式				
製品名				
製造番号(シリアル8桁)				
納品日				